

社会福祉法人高岡の里福祉会

役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

社会福祉法人高岡の里福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高岡の里福祉会（以下「当法人」という。）定款に基づき、評議員、理事、及び監事の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員の報酬等は、当法人の定款第9条の規定により、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、報酬等の支給基準を定めて、報酬等を支給する。

(評議員の報酬等の支給基準)

第3条 評議員の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員会への出席1回につき、日額5,000円（手取り）を支給する。
- (2) その他、旅費、出張等の経費は当法人の職員旅費規程に準じて支給する。

(役員の報酬等)

第4条 理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等は、当法人の定款第23条の規定により、各年度の総額の範囲で、報酬等の支給基準を定め、報酬等を支給する。

(役員の報酬等の支給基準)

第5条 役員（理事及び監事）の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会への出席1回につき、日額5,000円（手取り）を支給する。
- (2) その他、旅費、出張等の経費は当法人の職員旅費規程に準じて支給する。
- (3) 常任役員（理事長及び業務執行理事）には月額400,000円を限度として、職員の給与規程に準じて支給することができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員の報酬等は、第4条の規定に準じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員選任・解任委員会への出席1回につき、日額5,000円（手取り）を支給する。
- (2) その他、旅費、出張等の経費は当法人の職員旅費規程に準じて支給する。

(その他)

第7条 この規程に定められていない事項は、理事会の承認を得て理事長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を必要とする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人高岡の里福祉会

役員等の退任慰労金に関する規程

平成28年4月1日

役員等の退任慰労金に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人高岡の里福祉会（以下「当法人」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の退職慰労金について、以下のとおり規定する。

(退職慰労金の支給基準)

第2条 役員等の退職慰労金の支給基準は、次のとおりとする。

	在職期間	支給額
1	4年 以上	20,000円
2	8年 以上	40,000円
3	12年 以上	60,000円
4	16年 以上	80,000円

(その他)

第3条 役員等として、特に顕著な功績等があった場合は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

社会福祉法人高岡の里福祉会

役員等の弔慰金に関する規程

役員等の弔慰金に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人高岡の里福祉会の役員等の弔慰金について、以下のとおり規定する。

(弔慰金)

第2条 役員等及びその家族に対する弔慰金は、下記のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 本人 | 20, 000円 |
| (2) 配偶者 | 10, 000円 |
| (3) 父及び母 | 10, 000円 |
| (4) 子 | 10, 000円 |

(見舞金)

第3条 役員等が傷病により2週間以上入院したときの見舞金は、10, 000円とする。

(その他)

第4条 その他、この規程に定めていない事項は、理事長がその都度決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
尚、従前の規程は、廃止する。
- 3 平成29年4月1日一部改正